

国民医療の質の低下を防ぐために署名をお願いします

- 1) 国立大学医学部附属病院は、わが国の高度医療および地域医療の柱として、また、医師などの医療従事者の教育養成機関の中心としての重責を担うことを国民から期待されております。ところが、臨床各科を縦系とするといわば横系としてチーム医療を支えている中央部門が統廃合による実質的解体の危機に瀕しております。
発端は、「国立大学医学部附属病院の医療提供機能強化を目指したマネジメント改革について(提言)」(以下「提言」という)が平成14年3月、国立大学医学部附属病院長会議常置委員会名で示され、予算配分の権限を持つ文部科学省も、「提言」の方針に積極的に従わない大学病院は予算上不利に扱うことを意味する高等教育局医学教育課長名の通達を示すなど、「提言」通りの組織再編を強力に指導しております。
- 2) 薬剤部、検査部、輸血部、病理部、放射線部などの中央部門に、各々の専門家である医師と薬剤師、検査技師、放射線技師が配属されている現行の体制によって、日夜進歩している医療情報、技術に対応し、大学の高度医療、チーム医療が初めて実践されています。「提言」は、国立大学医学部附属病院の5つ以上の中央部門を診療支援部という一つの部門に統合し、各中央部門の部長は専門家だけでなく兼任とし、業務の外部委託を推進するというものです。また、非常に重要な医師、検査技師の教育については「提言」では全く触れていませんが、中央部門の専門性を認めない「提言」通りの統廃合により専門家を中央部門から排除すれば、各部門を支え維持する後進の育成は実際上不可能になります。
- 3) 国民医療の重要な部分を占めている国立大学医学部附属病院に対する国民の大きな期待にもかかわらず、国民の意見も全く聞かず、国会での十分な質疑もなく、厚生労働省との意見調整も行わず、医療の根幹に関わる重大な変更を強行しようとしております。最も許しがたいことは生殺与奪の予算配分権により、「提言」に従う国立大学には優先的に予算をつけ、従わない国立大学には予算を削るという非民主的な官僚の強制です。
- 4) 「提言」が示す中央部門の組織編成は国際的にも極めて異例の非合理的なものです。国際輸血学会会長ポールV. ホランド博士も今回の提言と合理化案について以下のように述べています。
「私の知る限り、欧米のいかなる大学病院においても、直轄の輸血部は必ず専任教官が運営にあたっています。この専任教官は一般に、輸血の専門家であり、他の科の専門家が輸血部長を兼ねるということはありません。この提言は思慮に欠けた不当なものであると私は思います。」
- 5) 中央部門の統廃合は、医療の質の低下を招き、医療事故対策の妨げとなることも確実です。「提言」および「提言」通りの再編を強制する文部科学省の指導は、国立大学病院に止まらず、全国の公立大学および私立大学の附属病院、一般病院に多大な悪影響を与え、日本全体の医療の質と安全を著しく損なうことは必至です。

国立大学医学部附属病院の中央部門の再編は、国民医療の質の低下に直結する重大な疑義があります。国民医療を守るため、「提言」について国会で十分な論議が尽くされるべきとお考えの全ての方に署名をお願い致します。

- * お手数をおかけして申し訳ありませんが、衆議院議長と参議院議長あての両方の署名用紙に署名をお願い申し上げます。また、日付と請願者の欄は代表者が提出する際に記載しますので空欄にしてください。
- * 署名は下記にご送付ください。
- * 署名用紙送付先：〒150-0012 渋谷区広尾4-1-31東京都赤十字血液センター内
日本輸血学会事務局 TEL：03-5485-6020、FAX：03-5466-3111

国立大学病院中央診療部門の組織再編の再検討を求める請願書

衆議院議長

殿

平成 年 月 日

請願者 氏名
住所

他 名

請願の要旨

平成14年3月、国立大学医学部附属病院長会議(常置委員会)は「国立大学附属病院の医療提供機能強化を目指したマネジメント改革について(提言)」を発表し、平成14年4月、文部科学省は「提言」を実施した国立大学附属病院に対し、平成15年度に予算を重点的に配分する旨の通達を出し、あわせて国立大学設置法施行規則を改訂、第18条を削除しました。「提言」の内容は国立大学附属病院の中央診療部門(薬剤部、検査部、輸血部、病理部、放射線部など)の人員に関して、医師の診療科との併任、外部委託の推進などにより経営合理化することを骨子としています。

医療の進歩に伴い、診療部門が縦割りに専門細分化され、その業務も膨大となったことに対応するため、各診療科の業務を横断的に掌握し、統合する機能を持つ中央診療部門が設けられたという歴史的経緯があります。今日、専門知識を有する専任医師あるいは専任技師を有する中央診療部門なくしては、昨今問題となっている医療事故対策も含め、日進月歩の医学、医療に適合し、大学附属病院が求められている先進的医療は実践できないと言っても過言ではありません。

中央診療部門の医師を併任とし、業務を外部委託にして対応するという「提言」は、国民が大学病院に求めている良質かつ安全な医療の実践を著しく妨げるものです。また、教育および研究は国民から求められている大学病院の重要な責務ですが、「提言」では中央診療部門に関する教育および研究は全く考慮されていません。専任医師や専任技師なしには、医学生、研修医、検査技師の十分な教育や訓練も事実上不可能であり、「提言」通りの体制に移行すれば、中央診療部門を担当する医師、検査技師などの人材が永く枯渇する事態に陥ることは必定であります。さらに、今回の文部科学省の措置は、単に国立大学病院に止まらず、全国の公立大学、私立大学の附属病院、一般病院に大きな影響を与えることは必至であり、日本全体の医療の質および安全を危うくするものと断ぜざるを得ません。

以上述べたように、「提言」や国立大学設置法施行規則の改訂に基づいて推進されつつある国立大学病院中央診療部門の再編の問題は、将来にわたって重大な影響を及ぼす事柄であり、専門家を含む医学・医療の健全な発展を望む国民の幅広い意見を踏まえた議論が尽くされることが不可欠と考えます。今後の医学・医療の更なる発展のためにも、以下の事項を請願します。

請願事項

- 高度で安全な医療の提供を求めている国民の視点に立って、国立大学附属病院改革の有効な方策を検討していただきたい。特に、医療の質の向上、安全性の確保のために必要不可欠な中央診療部門の充実、強化の具体策を検討していただきたい。
- 病院中央診療部門(薬剤部、検査部、輸血部、病理部、放射線部など)の各々の専門性を無視して一つの部門に統合することは無理があり、国民医療にとって弊害が大きいため、「提言」および国立学校設置法施行規則改訂を再検討していただきたい。

氏 名	住 所

国立大学病院中央診療部門の組織再編の再検討を求める請願書

参議院議長

殿

平成 年 月 日

請願者 氏名
住所

他 名

請願の要旨

平成14年3月、国立大学医学部附属病院長会議(常置委員会)は「国立大学附属病院の医療提供機能強化を目指したマネジメント改革について(提言)」を発表し、平成14年4月、文部科学省は「提言」を実施した国立大学附属病院に対し、平成15年度に予算を重点的に配分する旨の通達を出し、あわせて国立大学設置法施行規則を改訂、第18条を削除しました。「提言」の内容は国立大学附属病院の中央診療部門(薬剤部、検査部、輸血部、病理部、放射線部など)の人員に関して、医師の診療科との併任、外部委託の推進などにより経営合理化することを骨子としています。

医療の進歩に伴い、診療部門が縦割りに専門細分化され、その業務も膨大となったことに対応するため、各診療科の業務を横断的に掌握し、統合する機能を持つ中央診療部門が設けられたという歴史的経緯があります。今日、専門知識を有する専任医師あるいは専任技師を有する中央診療部門なくしては、昨今問題となっている医療事故対策も含め、日進月歩の医学、医療に適合し、大学附属病院が求められている先進的医療は実践できないと言っても過言ではありません。

中央診療部門の医師を併任とし、業務を外部委託にして対応するという「提言」は、国民が大学病院に求めている良質かつ安全な医療の実践を著しく妨げるものです。また、教育および研究は国民から求められている大学病院の重要な責務ですが、「提言」では中央診療部門に関する教育および研究は全く考慮されていません。専任医師や専任技師なしには、医学生、研修医、検査技師の十分な教育や訓練も事実上不可能であり、「提言」通りの体制に移行すれば、中央診療部門を担当する医師、検査技師などの人材が永く枯渇する事態に陥ることは必定であります。さらに、今回の文部科学省の措置は、単に国立大学病院に止まらず、全国の公立大学、私立大学の附属病院、一般病院に大きな影響を与えることは必至であり、日本全体の医療の質および安全を危うくするものと断ぜざるを得ません。

以上述べたように、「提言」や国立大学設置法施行規則の改訂に基づいて推進されつつある国立大学病院中央診療部門の再編の問題は、将来にわたって重大な影響を及ぼす事柄であり、専門家を含む医学・医療の健全な発展を望む国民の幅広い意見を踏まえた議論が尽くされることが不可欠と考えます。今後の医学・医療の更なる発展のためにも、以下の事項を請願します。

請願事項

- 高度で安全な医療の提供を求めている国民の視点に立って、国立大学附属病院改革の有効な方策を検討していただきたい。特に、医療の質の向上、安全性の確保のために必要不可欠な中央診療部門の充実、強化の具体策を検討していただきたい。
- 病院中央診療部門(薬剤部、検査部、輸血部、病理部、放射線部など)の各々の専門性を無視して一つの部門に統合することは無理があり、国民医療にとって弊害が大きいため、「提言」および国立学校設置法施行規則改訂を再検討していただきたい。

氏 名	住 所

